第　8　3　号

奈良会議所ニュース

1975.8

発行所　奈良市登大路町36番地の2
奈良商工会議所
編集責任者　小谷武芳
印刷所　共同精版印刷株式会社
1部50円

近畿商工会議所連合会
通常総会　当所で開催
中小企業対策強化を要望



去る七月十日、午後二時より当所五階ホールにおいて、和田通産省政策局長はじめ政府関係者並びに近畿各商工会議所関係者約百五十名の出席により近畿商工会議所連合会通常総会が開催された。

同総会はまず地元商工会議所として大森会頭が歓迎の挨拶をなし近商連佐伯会長が議長となり審議に入り四十九年度事業報告、経費収支決算および五十年度事業計画案、経費収支予算案をいずれも原案通り承認。引き続き、任期満了にともなう役員改選に入り、会長に佐伯勇氏（大阪）、副会長に森下弘氏（京都）、砂野仁氏（神戸）‖以上再任、池内弥三郎氏（大和高田）‖新任‖を選出した。

また、現在の深刻化するインフレの中で不況の波をもろにうけている中小企業者に対する政策の強化を求めるため関係方面に要望することになった。

目　次

近畿商工会議所連合会通常総会開催……1
人・卸団地建設気運に寄せて
石松欣哉氏……2
第57回通常議員総会……2
特別寄稿　三つの免許証……5
中小企業庁だより……6
税務署だより……7
お知らせ……8
会議所日誌……9
求職者情報……10

企業を育て地域を伸ばす
商工会議所

人

卸団地建設気運に寄せて



商工組合中央金庫奈良支店
支店長　石松欣哉

私は今年の春に現職につく迄、本店で卸団地等の資出関係の審査を担当し、全国一〇〇余に及ぶ卸団地の「計画段階から運営段階に至る迄」の様々なケースにタッチする機会が多かった。このような訳で、昨今、奈良商工会議所の卸部会の方々が卸団地を造る動きのあることに、少なからず関心をよせているし、また商工中金としても、団地等の専門金融機関として無関心ではいられない立場にたたされることになった。

卸団地に対する国と県による助成制度（制度上は中小企業高度化事業の中の店舗等集団化）が三八年度に発足して早や一二年目に当るが、四九年度迄に一〇八の卸団地が誕生し、五〇年度も一三団地が新規助成を待っている。拡がりも全国的になり今や店舗等集団化事業の行なわれていない府県は、京都・奈良・熊本・大分・沖縄の五府県に止まる程度である。平均的規模は、一団地当り参加企業五六社・敷地面積一一四千㎡投資額三四億円であるが四八年の狂乱物価以来、投資額は五割増しの状態になっている。

昨今の不況と投資額の増嵩もあって卸団地の新設は減りそうなものだが、四十七年度迄の新設テンポ（年八件）に比べて四十八年度以降は年一二件と五割アップしており意外の感もある。しかしそのように走らせた引き金は色々に考えられる。その主なものの第一は集配効率の悪化であろう。物流コストは交通の渋滞と規制の強化につれて都心部の企業ほど深刻となっている。第二は拡張難である。需要の多様化で取扱商品は増えるがその品揃えが立地的に困難となっている。また、廃棄物処理にも事欠いている。第三は小売店の離散である。小売店の取引問屋数は、大幅にふえており、問屋の集積度の高い地域へ、仕入ルートの切替えが盛んである。一方、既存の卸団地はどうか。団地の規模、態様によって一概には云えないが、参加企業が多い団地ほど、前述卸売業のもつ悩みが解決されている。つまり第一の悩みの「集配効率の悪化」は交通条件の整備された郊外の好立地への移転で集配効率はグーンと改善され商圏拡大につながっているケースが多い。次に「拡張難」については、跡地を処分して適正な規模への移行が可能となっている。そして、最大の力となった点は、異業種同業種問屋の計算された集積で、商圏内の小売店の品揃えに不自由させない商品構成が可能となり、小売店を引きつけることが可能となった。つまり、小売店の流れを変えた。そして更には個々の企業ではできなかったことが共同化（倉庫・配送・宿舎・展示場・ガソリンスタンド・計算事務等）で実現できた、等々のメリットをあげる卸団地が多い。点在している卸売業者の悩みを解決する特効薬が団地化にある、という訳ではないが、かなりの力にはなっていることは否定できない。もちろん卸団地は協同組合組織が建前であり、参加企業全員の協調と熱意、とりわけ、社運をかけた背水の陣の心意気が、大きな原動力となったことはいうまでもない。各団地共・場所・業種構成・規模等によってそれぞれ特徴がある。要は人真似では駄目で、自分らの体力と商圏に合ったものを見つけて造ることが肝要であり、卸団地ではないが人真似、人任せで造った団地で、三つほどつぶれた事例があることを忘れてはならない。また、基礎体力の乏しい企業にとっては団地に参加することが却って命取りになる点についても同様である。

第57回通常議員総会

昭和49年度事業報告・収支決算を承認

副会頭に小林茂市氏
専務理事は小谷武芳氏

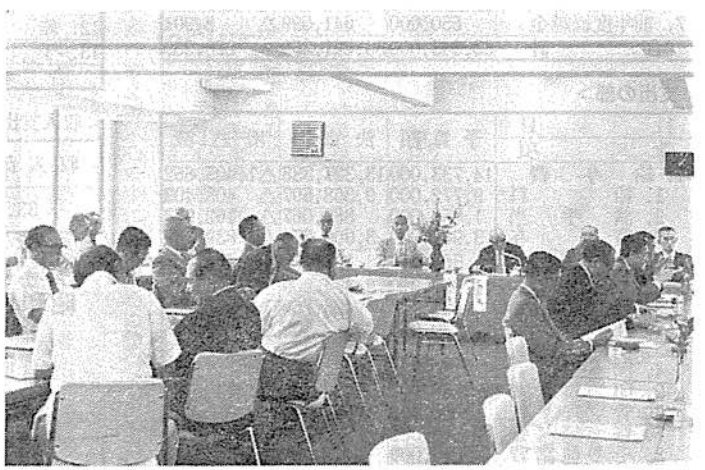
昭和四十九年度の事業報告、収支決算等承認を求める通常議員総会が、去る七月二十二日、四階ホールにおいて大森会頭、上田、安藤両副会頭ほか六十八名の出席により開催された。

議事は、まず報告事項の(1)議員一部異動‖立花和夫氏（関西電力㈱奈良支店長）、茨木昇氏（㈱幸福相互銀行奈良支店長）がそれぞれ議員に就任(2)専務理事辞任について（和井田前専務理事五月二十八日付で辞

任）、(3)業務概要報告（四月～六月）、(4)新入会員について（会員増強）事務局より報告があり、これを了承。

次いで協議事項に入り追加議案として、副会頭補欠選任同意については万場一致の同意により小林茂市氏（三和住宅㈱社長）が副会頭に就任され、(1)専務理事補欠選任同意についても満場一致の同意により小谷武芳氏が専務理事に就任。(2)常議員補欠選任については、立花和夫関西電力㈱奈良支店長を満場一致で選任した。次いで(3)昭和四十九年度事業報告、(2)同収支決算並びに(5)昭和五十年度中小企業相談所（特別会計）収支予算案について慎重審議され、それぞれ承認を得た。

同総会終了後、五階大ホールにおいて、観光事業と国づくりに取り組んでおられる藤田観光㈱社長の小川栄一氏を講師に、「日本の未来図」と題した講演を拝聴、同日の日程をとどこおりなく終了した。



新役員



立花和夫常議員



小林茂市副会頭



小谷武芳専務理事

和井田前専務理事　永年勤続により表彰さる

去る五月二十八日付で辞任された和井田恒道前専務理事は同総会において、永年勤続により表彰状が手わたされた。

また、同日付で当所参与に就任された。

昭和49年度一般会計収支決算書

（自 昭和49年4月1日　至 昭和50年3月31日）

＜収入の部＞　（単位　円）

科目 款項	予算額	決算額	増△減
1. 会費	24,082,000	22,747,100	△1,334,900
1. 会費	24,072,000	22,737,500	△1,334,500
2. 過年度会費	10,000	9,600	△ 400
2. 負担金	1,330,000	1,149,000	△ 181,000
1. 負担金	1,320,000	1,137,000	△ 183,000
2. 過年度収入	10,000	12,000	2,000
3. 交付金	2,970,000	3,050,000	80,000
1. 事業補助金	2,470,000	2,550,000	80,000
2. 事業委託金	500,000	500,000	0
4. 事業収入	4,200,000	5,847,400	1,647,400
1. 検定料	800,000	1,142,500	342,500
2. 手数料	2,000,000	1,927,955	△ 72,045
3. 出版物収入	800,000	1,106,408	306,408
4. 其他事業収入	600,000	1,670,537	1,070,537
5. 寄付金	1,000	0	△ 1,000
6. 雑収入	110,000	186,660	76,660
1. 預金利子	100,000	163,726	63,726
2. 其他雑収入	10,000	22,934	12,934
7. 前年度繰越金	650,000	641,099	△ 8,901
合計	33,343,000	33,621,259	278,259

＜支出の部＞

科目 款項	予算額	決算額	増△減
1. 給与費	14,733,000	13,327,338	△1,405,662
1. 給料	9,772,000	9,368,597	△ 403,403
2. 諸手当	1,052,000	889,067	△ 162,933
3. 賞与	3,909,000	3,069,674	△ 839,326
2. 旅費交通費	560,000	141,600	△ 418,400
3. 事務局費	1,950,000	2,474,909	524,909
1. 通信運搬費	280,000	405,769	125,769
2. 什器備品費	30,000	2,102	△ 27,898
3. 消耗品費	180,000	368,379	188,379
4. 図書費	120,000	237,799	117,799
5. 印刷費	280,000	416,126	136,126
6. 管理費	1,000,000	969,554	△ 30,446
7. 修繕費	10,000	28,730	18,730
8. その他諸費	50,000	46,450	△ 3,550
4. 会議費	1,180,000	648,016	△ 531,984
1. 議員総会費	600,000	357,152	△ 242,848
2. 常議員会費	360,000	175,290	△ 184,710
3. 其他会議費	220,000	115,574	△ 104,426
5. 事業費	7,950,000	8,206,826	256,826
1. 商工振興費	3,300,000	3,908,822	608,822
2. 観光振興費	720,000	490,400	△ 229,600
3. 中小企業近代化育成指導費	600,000	122,666	△ 477,334
4. 商工技術振興費	680,000	858,948	178,948
5. 部会費	600,000	600,000	0
6. 委員会費	150,000	84,830	△ 65,107
7. 調査広報費	200,000	206,800	6,800
8. 刊行頒布費	1,700,000	1,934,360	234,360
6. 法定台帳作成管理運用費	1,520,000	1,420,000	△ 100,000
7. 交際費	250,000	298,990	48,990
8. 公課分担金	803,000	1,226,448	423,448
1. 公課	3,000	3,000	0
2. 分担金	800,000	1,223,448	423,448
9. 福利厚生費	957,000	751,860	△ 205,140
10. 退職資金積立金特別会計繰入金	1,500,000	1,500,000	0
11. 中小企業相談所特別会計繰入金	850,000	1,488,007	638,007
12. 雑費	80,000	231,691	151,691
13. 予備費	1,010,000	0	△1,010,000
合計	33,343,000	31,715,685	△1,627,315

＜収入支出比較表＞

収入決算額	支出決算額	差引残高
33,621,259	31,715,685	1,905,574

昭和49年度中小企業相談所（特別会計）収支決算書

（自 昭和49年4月1日　至 昭和50年3月31日）

＜収入の部＞　（単位　円）

科目 款項	予算額	決算額	増△減
1. 県補助金	15,793,700	15,793,700	—
2. 市補助金	300,000	300,000	—
3. 雑収入	—	—	—
4. 繰入金	1,534,610	1,488,007	△ 46,603
合計	17,628,310	17,581,707	△ 46,603

＜支出の部＞

科目 款項	予算額	決算額	増△減
1. 俸給	11,516,743	10,946,167	△ 570,576
1. 指導員等俸給	8,539,947	8,534,267	△ 5,680
2. 特別手当	2,976,796	2,411,900	△ 564,896
2. 超過勤務手当	196,000	191,415	△ 4,585
3. 旅費	436,600	326,150	△ 110,450
1. 経営指導員旅費	436,600	326,150	△ 110,450
4. 講習会開催費	1,147,500	1,142,672	△ 4,828
5. 記帳指導員謝金	1,573,064	1,473,801	△ 99,257
6. 金融指導費	564,000	569,460	5,460
7. 調査研究費	29,400	31,340	1,940
8. 事務費	414,100	533,753	119,653
1. 備品費	32,500	41,075	8,575
2. 消耗品費	91,000	284,060	193,060
3. 通信運搬費	195,000	198,518	3,518
4. 印刷製本費	18,200	—	△ 18,200
5. 燃料費	15,600	250	△ 15,350
6. 修繕費	14,300	850	△ 13,450
7. 借料損料	40,000	1,500	△ 38,500
8. 図書費	7,500	7,500	—
9. 車輌購入費	72,000	71,000	△ 1,000
10. 指定備品費	24,900	27,500	2,600
11. 施設普及費	708,000	644,464	△ 63,536
12. 経営指導推進費	251,100	277,010	25,910
13. 福利厚生費	684,903	605,498	△ 79,405
14. 補助金返還引当金	—	614,600	614,600
15. 雑費	10,000	126,871	116,871
合計	17,628,310	17,581,707	△ 46,603

＜収入支出比較表＞

収入決算額	支出決算額	差引残額
17,581,707	17,581,707	—

特別寄稿

三つの免許証

橋爪勝次



はじめに

三つの免許証とは、管理者の免許証、セールスの免許証、夫婦の免許証である。いま、この種の免許証は持っていないが、不都合な大事も起こさず、なんとかやってきている。今さら……と思われる方もあろうかと思うが……今まで、こられたから、これから無免許で、うまくゆける保証は何一つない。より安全、より確実に、より幸福に生きるためと、企業の繁栄のために、それぞれ立場上必要な免許証を取得されることを望みたいものである。

管理者の免許証

管理者の任務は、結局のところ「仕事の成果があがるような組織の風土を作りあげ、それを維持し、より向上していくこと」である。その責任を自覚されている管理者は、常に「すぐれた組織をつくるには、どうしたらよいか」、そのためには「どういうリーダーシップのあり方が必要なのか」、また、管理者はリーダーとして行動し、多くの部下の努力を指導し励まし、その力を総合化して目的を達成していかねばならない「どうすれば、それが一番うまくいくか」思考し努力しつづける日々である。これらの諸問題に答えてくれるのが、管理者の免許証といわれる『グリッド論』（格子論）である。

グリッド論は、管理者の二大関心事、業種と部下（人間）との諸問題を分析し、その効果的解決への糸口を見つける重要な手がかりを与えてくれる。また管理者としてリーダーシップの不足点を認識させてくれる理論である。

グリッド論を高く評価する理由の一つに、グリッド論が「業績中心のやり方」と「部下中心のやり方」を同時にフルに発揮するには、どうしたらよいか、管理者の考え方（心の中にある関心の傾向）を中心に究明されている点にある。

管理者の管理行動の背後には、考え方（思想）がある。考え方がまずあって、やり方というのは、その考え方によって決まる。従って、管理者の行動・態度を変えようとすれば、その人の支配的な考え方を変えなければならない。管理職にある人の日常の行動・態度を分析してみると、その行動・態度は、その人が〝管理とは〟こうすべきだと、日頃信じておられる考え方にもとづいて行なわれているのである。

グリッド論学習は、体験学習で一般に五泊六日の宿泊研修となっている。研修者に真の変革と自信の生まれるまで同じことを五回くりかえし学習することになっている。中小企業の職場では現実の問題として、管理者が職場を六日間離れるということは容易なことでない。キッカケをつくるため、導入研修として、会議所が休日の土・日を利用して一泊二日で、五回中の一回を学習し、後の四回は企業内の管理者のためにも企業の繁栄のためにも、管理者に〝管理職のライセンス〟の持たれることを期待したいものである。

参考書　ブレーク・ムートン両博士著『期待される管理者像』（産能短大出版）
同両博士著『グリッド方式による組織づくり』（〃　〃）

セールスの免許証

セールスマンの頭の中には、最低大きな二つの関心事がある。一つは「売るということに対する関心」、他の一つは「顧客に対する関心」である。ここでいう『関心』は、販売高といった量のことではない。セールスマンの心の中にある関心の傾向のことである。成果をあげるについての考え方や気持ちのことである。

セールスマンは、言うまでもなく、自分の考え方に

工業部会長に上林安彦氏



島　輝夫前工業部会長の転任にともない、空席となっていた当所工業部会長に上林安彦氏（上林化学㈱社長）が、また同部会副部会長には立花和夫氏（関西電力㈱奈良支店長）がそれぞれ就任されました。

基づいて行動する。従って、セールスマンのセールス行動は、心の中の考え方を反映したものである。大事なことは、セールスマンがセールスすること自体に、どのような関心をもっているか、同時に顧客に対してどういった関心をもっているか、ということ、さらにこの二つの関心が、どのような組合わせになっているか、ということである。

セールスの免許証という『セールス・グリッド』は先きに指摘したセールス能力の強化を目的として――何がセールス効率を妨げているか、逆に、何が役に立っているか、について、さまざまな事実、考え方、態度、感情を明らかにしたものである。この理論は、販売担当者だけでなく、購買担当者、渉外関係担当者、さらには金融機関の預金勧誘者にも役立つ理論である。

参考書　ブレーク・ムートン両博士著『セールス・グリッド』（産能短大出版）

夫婦の免許証

夫婦は誰しも、本心から自分たちの夫婦生活をより豊かにしたいと願望しているものである。ここに「夫婦の免許証」とは、ブレーク・ムートン両博士の『結婚グリッド』（書名「夫と妻の心理」）産能短大出版）を指し、その修得を意味するものである。

グリッド論は、現実の結婚生活を客観的に見つめ、これまで考えても見なかった結婚生活に対して新しい可能性を見つけ、夫婦の関係で変える必要があるところ、相手に接する新しい方法を示案し、夫婦生活を強化させるための貴重な見通しを教えてくれるものである。

グリッド論を学習した人たちは、次のように訴えている。①自分が相手に対して、どのように考え、どのように感じているかがわかり、②また、なぜ、そのように考え、感じているのかもわかり、③現在、夫婦生活に申し分のない者でも、学習することによって一層楽しい夫婦生活を築くことができ、④現在、夫婦生活が思い通りにいっていない人は、なぜ、そうなのか今、自分の置かれている状況が、どうなっているのか教えてくれると。

家庭における家族全員の人間関係に、夫婦の人間関係の良否が及ぼす影響力は極めて大きい。また、企業においても、トップ・ミドルの地位にある方の家庭の人間関係の良否が職場の従業員に及ぼす影響も間接的ではあるが、また大きい。

「ふと」考えた……当会議所には婦人部会がある。奈良県財界のトップにある婦人部会の方々が、テスト学習されれば……と。それで良ければ、企業内の幹部に、また全社員に、特に結婚前の男女社員に『社員の教養研修』として学習を広めていかれれば、と。

むすび

いま、企業は極めてきびしい環境の中にいる。その企業の中に働く管理者も従業員も企業と同じきびしさがあってしかるべきではないか。一部の企業では、環境に適応するためにと、管理者の棚卸しや、特訓がはじまっている。高度成長期における（過去の）経営者の〝管理職管理の不在〟であったことを責めても、明日の問題解決には結びつかない。各自、自らが考え、行動することによって解決への可能性が生まれるものである。

さて、三つのグリッド論、十分に言いつくせなかった不十分な点は提げた参考書でぜひおぎなっていただきたい。企業の繁栄と各自の能力向上と多幸を願って企業内のグループ自主研修を心から期待して筆をおく。（以上の内容は、七月四日当会議所の雇用対策委員会・工業部会合併で開催された『紹介講座』‖経営上の問題の発見と解決技法‖の講演の一部である。）

（奈良県立短期大学教授）

中小企業庁だより

従業員独立開業資金融資制度の創設について

政府は、今般、国民金融公庫の特別貸付制度として従業員独立開業資金融資制度（いわゆる「のれん分け資金融資制度」）を設定した。

この制度は、中小企業に長期に継続して雇用されている従業員が独立開業する場合に必要とする事業資金に関し、貸付限度に特例を設ける等により、その融資の円骨化を図り、中小企業の従業員の勤労意欲の向上等に資することを目的として創設されたものである。

従業員独立開業資金融資制度の概要

一、貸付対象業種

普通貸付対象業種のうち、生鮮食料品等小売業近代化資金貸付及び環境衛生金融公庫貸付の対象業種を除いた業種に限るものとし、かつ新規に開業する事業が、次に掲げる事業でないものとする。

㈠　中小企業団体の組織に関する法律に基づく安定命令のうち、数量制限又は設備制限に係るものが発動されている業種に属する事業（ただし、員外者規制命令の発動されている地域に限る。）又はその他の法律により、競争が著しく過度に行われていると認められ、前記に準じた規制がなされている事業。

㈡　新規に開業する地域において、当該事業に関し左記に掲げる事業が実施されている場合であってそれらの事業の妨げになるもの。

イ、中小企業団体の組織に関する法律に基づく安定事業（㈠に掲げるものを除く）又は合理化事業、

ロ、イ以外の法律により認められた事業活動の制限が実施されている事業、

ハ、中小企業近代化促進法に基づく構造改善事業又は地方公共団体が行う特別の振興事業等、

㈢　風俗営業取締法による規制の対象とされている事業、その他の公序良俗に反し、又は、射倖心をあおる恐れのある事業、その他当該事業を新規に開業することを円滑にすることがとくに必要であるとは認められない事業。

二、資　格

普通貸付の対象者であって、次のいづれかに該当するものとする。ただし、独立開業しようとするものが、現に雇用される中小企業の家族従業員である場合を除く。

㈠　現に雇用されている事業に継続して八年以上雇用されている二十八歳以上の者、

㈡　現に雇用されている中小企業に継続して五年以上雇用されている三十歳以上の者であって、当該企業と同一の業種に属する企業に通算して十年以上雇用されているもの。

三、資金使途

新たに事業（現に雇用されている中小企業と同一の業種に限る。）を営むために必要な設備資金及び長期運転資金とする。

四、貸付条件

㈠　貸付限度

一般貸付と合わせて千三百万円（但し長期運転資金については一千万円）

㈡　貸付利率

年九・四％

㈢　貸付期間

設備資金については七年以内（据置二年以内）長期運転資金については五年以内（据置六カ月以内）

五、五十年度貸付計画枠

三十億円

なお、この制度は国民金融公庫の各支店窓口において七月一日より受付を開始できるように準備を進めている。

税務署だより

食事の現物給与

月額二、五〇〇円まで非課税

食事を現物支給した場合の取扱いが、昭和五十年七月一日以後に支給すべきものから、それぞれ次のように改正された。

一、食事の評価

会社（事業所）が、従業員に対して支給する食事の評価については、これまで、その食事の材料等に要する金額により評価することとされていましたがこの七〇％による評価方法が廃止され、次のように改められた。

〈改正後の取扱い〉

(1)会社が調理して支給する食事

その食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額

(2)会社が購入して支給する食事

その食事の購入価額に相当する金額

二、食事の現物支給について課税されない場合

食事の現物支給については、これまで、その月中にその人に支給する食事の評価額が七〇〇円以下である場合には、課税しなくてもよいこととされていましたが、この取扱いが次のように改められた。

〈改正後の取扱い〉

会社が従業員に支給する食事については、その支給する食事の価額（前記一の(1)又は(2)により評価します。）の半額以上を、従業員から徴収していれば、残りを会社が負担しても、その額については、課税しなくてもよいこととされました。

ただし、食事代として半額以上を徴収している場合であっても、会社の負担することとなる金額が月額二五〇〇円を超える場合には、全額課税されることとなります。

三、深夜勤務者に支給する食事代

深夜勤務者に支給する夜食代については、これまで、特定の深夜勤務者についてのみ、その深夜勤務一回の支給額が一〇〇円以下（月額七〇〇円を限度）の場合は、課税しなくてもよいこととされていましたが、このたび、この取扱いが整備され、次のように改められた。

〈改正後の取扱い〉

その人の正規の勤務時間が、午後十時から翌日の午前五時までの間になる、いわゆる深夜勤務をする人に夜食を現物で支給することが著しく困難な場合に、夜食の現物支給に代えて金銭を支給したときには、その夜食代が深夜勤務一回につき二〇〇円以下のものに限り課税されないこととなりました。

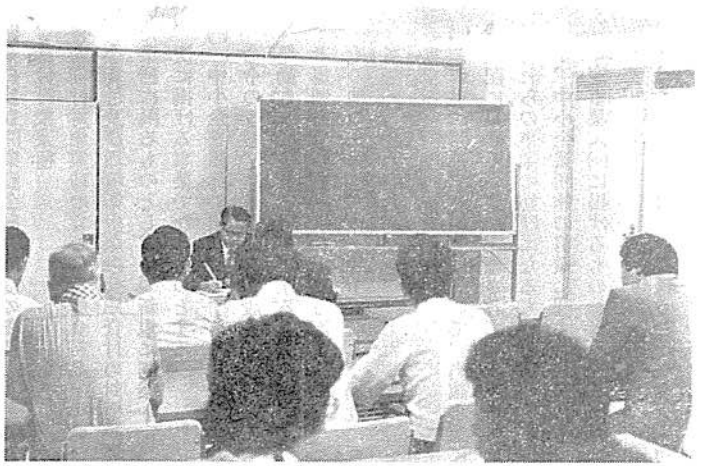
（注）残業をしたり宿日直をした人に支給する食事については、これまでどおり課税しなくても差支えありません。

定着しつつある〝商店巡回相談〟

〝商店主の生きた声を聞く〟ことを目的に企画した「商店巡回相談」は、七月八日の三条通り商店街を皮切りに、東向・小西・花芝ノ船橋、富雄、学園前の各商店街で実施された。

同巡回相談は、〝行動する商工会議所〟として振興委員の協力を得て各商店街の現在直面している問題、また将来に対するビジョン等に対し、ベテランの講師を招き、質疑応答式に実施したものである。

尚、延参加人員は二百名と多く昨年十一月実施した時よりも約三倍の人員を集めることができ、当所の小規模事業として定着しつつあることが伺えた。



（写真は東向・小西商店街のもよう）

お知らせ

講演会

〝繊維業界の動向について〟

ますます深刻化する経済状態の中で不況の波にもまれる中小企業――。とりわけ、繊維業界は打撃が大きいと言われています。

当所では、今後の同業界の行くえを占うべく『繊維業界の動向について』と題した講演会を開催します。

日時は八月八日、午後二時から四時まで。講師は日本化学繊維協会大阪事務局マーケッテイング課長の重森晋策氏を予定しております。ふるってご参加下さい。

専門相談員による 相談室開設！

当所では、会員サービスの一環として下記日程により専門相談室を開設しております。お気軽にご利用下さい。尚この相談室をご利用される方は事前（前日でも可）に当所宛ご連絡下さい。

月曜日　法律相談　一〇：〇〇～一三：〇〇
相談員は当所顧問弁護士と相談の上適当な弁護士を紹介致します。

水曜日　経理・税務相談　一三：〇〇～一五：〇〇
公認会計士・税理士　中島良次氏

木曜日　特許相談　一三：〇〇～一五：〇〇
弁理士　蔦田璋子氏

金曜日　金融相談　一〇：〇〇～一六：〇〇
当所経営指導員

会議所日誌

（六月～七月）

6月21日 ◇会館運営管理小委員会開催（出席六名、於当所）

23日 ◇副会頭会議開催（於当所）◇商業小売部会委員会開催（出席七名、於当所）◇夜間簿記講習会開催（於当所）

24日 ◇小規模企業指導機関連絡協議会に出席（木戸部長、於大阪通産局）◇卸団研究会開催（出席二十六名、於当所）◇商工まつり実行委員会に出席（出席後藤主事、於市町村会館）

25日 ◇小規模企業指導機関連絡協議会に出席（仲野指導員、於大阪通産局）◇販売促進基礎講座開催（講師・駒田章二氏、出席二十名、於当所）

26日 ◇ユニード送迎バス・ダイワセンター、学園前ストアーの事情聴取実施（於当所）

27日 ◇第百二十一回近商連常任理事会に出席（出席小谷事務局長、於大商）

29日 ◇第八十四回珠算能力検定試験実施（受験者数四百六十一名、於県立短期大学）

30日 ◇副会頭会議開催（於当所）◇観光従業員講習会打合せ実施（出席六名、於当所）

7月1日 ◇資金対策特別委員会開催（出席三名、於当所）

4日 ◇会館運営管理小委員会開催（出席九名、於当所）◇雇用対策委員会（出席十一名、於当所）◇工業部会開催（出席九名、於当所）◇商業小売部会開催（出席十五名、於当所）◇当所婦人会七月役員会開催（出席十一名、於当所）

5日 ◇奈良県商工会議所連合会総会開催（出席八名、於当所）

7日 ◇経営指導員研修会に出席（仲野、渡辺、石田、深水各指導員、於農協会館）◇記帳継続指導実施（延件数十九件、於当所）

8日 ◇女子社員教育訓練講習会開催（講師・北村摂子氏、出席五十三名）◇商店街巡回相談実施（延参加人員二百名）

9日 ◇近畿商工会議所連合会総会開催（出席百六十名、於当所）

10日 ◇経営指導員研修会に参加（仲野、渡辺、深水、石田、西村各指導員、於浜島商工会館）◇第九十一回常議員会開催（出席十三名）

11日 ◇市国際友好親善委員会総会に出席（小谷事務局長、於奈良ホテル）◇県就職促進協議会幹事会に出席（小谷事務局長、於県婦人会館）

14日 ◇副会頭会議開催（於当所）

15日 ◇会館運営管理委員会三人委員会開催（於当所）◇当所婦人会七月例会（出席三十名於東大寺）

ご　紹　介　どうぞよろしく！

部会	社名	代表者名	所在地	業種	TEL
商小	(有)鯛清	阿土光夫	奈良市芝辻南町18	すし、仕出し、鮮魚販売	㉒2360
〃	㈱ダイヤ	大谷政嗣	奈良市大宮町2丁目5—3	洋服、呉服のカタログ販	㉞0753
商卸	乾商店	乾敏明	奈良市学園大和町4—153	室内装飾附属品製	㊺8229
〃	㈱谷野商事	谷野寛	奈良市宝来町985	スチール家具、事務機卸	㊾2662
工業	大西鉄工所	大西茂男	奈良市大安寺町1111の1	鉄工業	㉓4770
〃	円上造工	上村勇	奈良市北永井町12	鉄工業	㉓4031
〃	大弘製作所	下清水健蔵	奈良市三碓町深谷2068—31	鉄工業	㊺6777
〃	北村鉄工	北村勲	奈良市法蓮西町351の1	鉄工業	㉑2664
観光	㈱トミカラー現像所	冨川栄次	奈良市三条桧町379の1	カラー写真現像焼付	㉝5125
〃	鮨桝	猪原浩一	奈良市三条通り1丁目	すし販売	㉓6057
〃	奈良ファミリー内鮨桝	森和博	奈良市西大寺朝日町1—1奈良ファミリー内	すし販売	㉝2785
繊維	ヤサカ繊維㈱	奥村雅則	奈良市法華寺東町630	繊維製品、製	㉝2478
〃	葉金縫工所	葉金敏夫	奈良市四条町123	ガーゼ、ハンカチ加工	㉝8192
建設	㈱間組奈良営業所	斎藤穂積	奈良市今辻子町45—3	総合建設	㉖7262
〃	㈱高円鋼業所	中田忠治	奈良市鹿野園町1181—3	建設業	㉒0203
交通	関西機工㈱奈良営業所	山口昇一	奈良市東九条町718—1	自動車用整備工具販	㊿1081

あなたの企業にこの人を!!

求職者情報

下記の求職者が奈良公共職業安定所に申込まれておりますので、雇用を希望される事業所は職業安定所紹介係までお問わせ下さい。

7月17日掲載分

性別	No.	職種	年齢	経験	本人の希望 手取賃金（月収）	勤務時間（休日）	勤務地（通・住）	規模	住所	配偶者の有無	学歴・資格
男子	1	（和食）調理人	44	和食調理 12年	100,000円	不問（週1回）	県内通	30人以上	奈良市	有	調理士 自動二輪（昭38年）
	2	建築設計	31	建築設計 5年	160,000円	9.00～5.00（日曜）	県内通	30人以上	奈良市	有	一級建築士
	3	建築設計	36	建築設計 7年	190,000円	9.00～5.00（日曜）	県内通	50人以上	奈良市	有	一級建築士
	4	生産管理	46	生産管理 22年	200,000円	9.00～5.00（日曜）	県内外通	100人以上	奈良市	有	
	5	登記関係事務	56	登記関係事務 10年	130,000円	8.30～5.00（日曜）	県内通	30人以上	奈良市	有	自動二輪（昭45年）
女子	1	編集企画事務	23	印刷会社編集 1年	70,000円	9.00～5.00（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	無	大学（文学部）卒
	2	キイーパンチャー	25	I.B.Mコンピューター 7年	70,000円	9.00～5.00（日曜・祝日）	奈良市通	不問	天理市	有	高卒
	3	図書館司書	40	大学図書館司書 8年	80,000円	9.00～5.00（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	無	短大卒
	4	幼稚園保育所助手	24	幼稚園教諭 3年	70,000円	9.00～5.00（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	有	短大卒 幼稚園教諭 保母 } 免許
	5	准看護婦	34	准看 10年	80,000円	9.00～5.00（日曜・祝日）	奈良市通	不問	奈良市	有	准看免許 保育設備のある所

ミニニュース

市観光商工課長に谷奥寿一氏

去る七月二十二日付で市の人事異動が発令され、観光商工課長に谷奥寿一氏が就任された。

消息

◇代表者変更

㈱第一勧業銀行奈良支店
新　古田　芳美　旧　飯田　哲也

奈良パブリックゴルフ場㈱
新　山田幸太郎　旧　長谷川謙吉

茶の間吟

新　松井　紀夫　旧　松井みち子

◇社名変更

新　木村　運送　旧　木村　便

紙上経営相談

当所では、商店経営のあらゆる問題にお答えするため、「経営相談室」を開設することに致しました。

この欄は、経営に関するあらゆる問題についての専門家がお答えするものです。ふるって相談をお寄せ下さい。宛先は奈良市登大路町三十六の二奈良商工会議所経営相談室係。（TEL㉖六二二二）

不等景品類及び不当表示防止法に係る二重価格表示等について

最近の新聞折り込みチラシ等について不適当な表示が増加し、消費者に誤認を与える場合が多く自粛するよう県から再度要望がありました。

不当表示は、一般消費者に不正確な情報を与えるばかりでなく、誠実な小売店に競争上の不利益をもたらすことによって、県下小売業全体の健全な発展を阻害するおそれがあります。

ついては、二重価格表示をする場合、左記の点にご留意いただくよう、重ねてご協力お願い致します。

記

◇二重価格表示をする場合
比較対象価格が、市価希望小売価格または自店旧価格のいずれであるか明瞭に表示すること。

◇割引率表示をする場合
割引率が、市価、希望小売価格または自店旧価格のいずれを基礎に算出したものであるかを明瞭に表示すること。

電気はみんなのもの
大切に使いましょう

関西電力（株）奈良支店

内　外　国
特許・実用新案・意匠・商標
出願・審判・鑑定・相談・侵害事件・訴訟
（奈良商工会議所中小企業相談所顧問・相談日・木曜日）
蔦田（ツタダ）内外国特許事務所
弁理士　蔦田璋子
弁理士　蔦田正人
大阪市東区瓦町2丁目9番地
（堺筋本町北へ200m東側）ハラダビル8F
電話大阪（06）227—5535～5537

商機をつかむ!
信頼のネットワーク
レンタ・リース

トヨタのビジネス
レンタをご利用ください。
必要なとき、必要な車が、スグそろいます。
節約時代にぴったりの合理的なシステム。
貴社でも是非ご検討ください。
お問い合わせは……☎0742(26)2223
トヨタレンタリース奈良
奈良営業所　奈良市杉ヶ町30　☎0742(26)2223

<現代のプロメテウス>
近電工はあすを具現します
総合設備産業のパイオニア——
<近電工>は新しい時代の展開とともに成長をつづけ70年代のエネルギーを先導します。
電気・計装・空調・土木
近畿電気工事株式会社
取締役会長　大森久司
取締役社長　岡本井一夫
奈良支店長　岸繁英


良心的な価格・正札販売の店

■営業品目
ご婚礼家具／ご婚礼組夜具／ドレッサー／応接セット／書斎家具／ベッド／敷物／カーテン／お台所用家具／事務用家具／ベビー用家具／ルームアクセサリー／座敷机／タンス／その他



暮しに奉仕
森本家具
インテリア モリモト
西大寺店　奈良市二条町1丁目1-9　電 0742（33）7671
郡山店　大和郡山市丹後ノ庄町　電 07435（6）2731
生駒店　生駒市谷田町1250　電 07437（4）2181

総合企画・設計・計画・監理
株式会社 桝谷設計　代表取締役 桝谷博行
本社及び奈良事務所　奈良市大宮町1丁目6番21号　TEL 奈良（0742）34—1461㈹
京都事務所　京都市中京区御池通御幸町亀屋町京都府旅館会館TEL京都（075）221-1632（代）
大阪事務所　大阪市淀川区宮原2丁目13—12桝谷ビル　TEL大阪（06）391—5071㈹



お菓子は徳村
菓子、食品 冷凍冷菓　各種　奈良県代理
徳村商店
代表 徳村楢良
菓子食品部　奈良市大森町24番地　TEL 0742—24—2001～4
冷凍冷菓部　奈良市川ノ上町14番地　TEL 0742—22—0122～3

企業と家庭に奉仕する
三榮相互銀行
社長 野村萬作
本店　奈良市下三条町8番地
支店　大宮・西大寺・東生駒・天理・高田・桜井・橿原・五条下市・上市・郡山（大和小泉）・大阪（北区南森町）

虫のでない！
特許の 都畳
都畳製造発売元
株式会社 上杉商店
奈良市横領町（阪奈道路尼ケ辻）
電話 奈良（0742）㉝ 4056㈹